



#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、短期入所生活介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対し入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を越える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして次のサービスを提供するものとします。
  - ①居住（滞在）の提供
  - ②食事の提供
  - ③利用者の希望による送迎サービス（介護保険の送迎サービス給付対象者を除く）
  - ④理美容サービス
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

#### 第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

#### 第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、別紙「さくら荘短期入所生活介護事業料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。ただし、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅介護サービス計画が作成されていない場合には、介護保険法に定めるサービス利用料金の全額を一旦支払うものとします。  
（要介護認定後又は、居宅介護サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます「償還払い」。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、別紙「さくら荘短期入所生活介護事業料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は、短期入所生活介護サービスにおいて、利用期間中の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く…特別な物は実費負担）を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ通知します。
- 5 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに、「現金又は口座振替」によって支払うこととします。

#### 第8条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更ができます。この場合には、利用者は利用開始日又は利用期日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室の場合又は、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。
- 3 利用者は、短期入所生活介護サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、第7条第4項、第5項により精算するものとします。
- 5 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勧告し、必要な援助を行うものとします。

#### 第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、サービス提供の前に説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、利用者のかかりつけ医、もしくは事業所嘱託医又は協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者のかかりつけ医、もしくは事業所嘱託医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる利用者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第12条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとします。

#### 第13条（利用者の施設使用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第14条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為を行わないで下さい。

- ① 決められた場所以外での喫煙
- ② サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑な行為
- ③ その他、不必要な物の持ち込み

#### 第15条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

#### 第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ②利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、

- 又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 契約の有効期間中、地震等天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

#### 第18条（契約の終了事由・契約の終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。
  - ①利用者が死亡した場合
  - ②要介護認定により利用者の心身の状況が非該当（自立）と判定された場合
  - ③事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - ⑥第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第19条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ文書で通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - ①第9条第3項により本契約を解除する場合
  - ②利用者が入院した場合
  - ③利用者に係る居宅介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第20条（利用者からの契約解除）

- 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
  - ②事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる時。

## 第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、第7条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘らず30日以内に支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 第22条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設け、提供するサービス等に関する利用者の要望、相談、苦情等に対し迅速に対応します。

## 第23条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令やその他関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（又は代理人）及び事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

[事業者] 住 所：福井県勝山市北谷町中尾第13号16番地  
施設名：特別養護老人ホームさくら荘  
管理者：施設長 石 井 孝 幸 印

[利用者] 住 所：

氏 名： 印

[代理人] 住 所：

氏 名：

続 柄： 印

**指定介護老人福祉施設  
短期入所生活介護事業重要事項説明書**

1. 事業者

法人名・代表者名：社会福祉法人 勝山福祉会 理事長 佐々木 紘 昭

所在地・電話番号：福井県勝山市北谷町中尾第13号16番地 0779-83-1331

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類：指定短期入所生活介護事業所

指定年月日：平成12年1月31日

事業所番号：1870600028

(2) 事業所の目的：介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称：特別養護老人ホームさくら荘 短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地：福井県勝山市北谷町中尾第13号16番地

(5) 電話番号：0779-83-1331

(6) 事業所管理名：施設長 石井 孝幸

(7) 事業開始年月日：平成12年4月1日

(8) 通常の実施地域：奥越地域一円及び旧上志比村

(9) 営業日及び営業時間：年中無休 受付時間…午前8：30～午後5：00

これ以外の時間をご希望の場合は、ご相談下さい。

(10) 利用定員：併設型8名及び空床利用型

(11) 施設の概要：サービスに関わる主な共用施設・設備は次のとおりです。（本体施設含む）

施設総定員 118名

① 従来型 90名

従来型個室	…	4室	特殊浴槽（浴室）	…	1基
多床室抜個室	…	11室	機能訓練室	…	1ヶ所
2人室	…	10室	生活相談室	…	1ヶ所
3人室	…	1室	介護職員詰所	…	4ヶ所
4人室	…	15室	医務室	…	1ヶ所
食堂	…	1ヶ所	静養室	…	1ヶ所
談話室	…	5ヶ所	便所	…	8ヶ所
喫茶室	…	1ヶ所	エレベーター	…	1基
仏間	…	1室	非常階段	…	1ヶ所
一般浴（浴室）	…	1基			

## ②個室ユニット型 20名

ユニット型個室	… 20室	スタッフステーション	… 2か所
リビング兼食堂	… 2ヶ所	トイレ	… 個室8ヶ所
個人浴室	… 1ヶ所	中庭（ウッドデッキ）	… 1ヶ所
一般浴室	… 1ヶ所		

短期入所生活介護サービスのご利用にあたってのお願い。

当事業所では、従来型個室・多床室（基準面積 10.65 m<sup>2</sup>未満の個室を含む）・ユニット型個室の3種類がありますが、利用される方の心身の状態に応じて居室を準備させていただきます。ただし、状況によりご希望の居室を準備できないことがありますのでご了承下さい。

### 3. 職員の配置状況：サービスに従事する職種・職員数・業務は次のとおりです。（本体施設含む）

嘱託医	1名	医学的管理
生活相談員	1名以上	生活全般
介護支援専門員	1名以上	サービス計画の立案作成・認定調査
介護職員	36名以上	介護全般
看護職員	3名以上	健康全般
機能訓練指導員	1名以上	機能維持
管理栄養士	1名以上	栄養管理・給食全般
調理員	2名以上	給食全般

勤務体制：利用者と介護及び看護職員の配置比率は、3：1となっております。

夜間時は、介護職員が4名配置となっております。なお、看護職員は夜間勤務いたしません。

勤務時間：事務員・生活相談員・介護支援専門員 日勤 8：30～17：30

介護職員 早出 7：00～15：30 日勤 8：45～17：15

遅出 10：30～19：00 夜勤 16：30～10：30

看護職員 日勤 8：30～17：30

協力医療機関：福井社会保険病院 \*受診の必要がある場合、かかりつけ医か協力医療機関かは

協力歯科医院：石畝歯科医院 ご家族の意向や状況によって判断させていただきます。

### 4. 提供するサービスと利用料金

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

##### ①食事（管理栄養士配置加算のみ）

利用者の自立支援のため、なるべく食堂で食事をとっていただくようお願いします。

食事時間：朝食 午前7：30 昼食 午前11：45 夕食 午後6：00

##### ②入浴

入浴は、週2回を基本に、介護状態に応じて一般浴、特殊浴槽、清拭、シャワー浴とします。

### ③排泄

自立支援によるトイレ誘導か簡易便器を基本に、介護状態に応じて布おむつ又は紙おむつを使用します。

### ④機能訓練

機能訓練指導員により、心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

⑤その他…食事、入浴、排泄の基本介護以外に、移動、体位変換等日常生活上必要な介護を介護状態に応じて行います。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

### ①介護保険給付の支給限度額を越えるサービス

介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者負担となります。

### ②食事の提供に要する費用（食材料費及び調理に要する費用）

### ③滞在に要する費用（従来型個室：室料・光熱水費、多床室：光熱水費）

### ④日常生活上必要となる諸費用実費 …インフルエンザ予防接種代

### ⑤理容代 …3月に2回程度、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

ただし、理容師による洗髪はありません。

### ⑥送迎サービス（通常の営業範囲内は、介護保険の給付額の1割）

ただし、通常の営業の範囲外の場合は1回の送迎片道1km毎に、250円を加算した額。

## (3) 利用料金

介護保険給付対象のサービス利用料金及び給付対象外のサービス利用料金は、別紙「さくら荘短期入所生活介護事業料金表」のとおりとします。

## 5. 苦情の受付について

施設のサービス内容において苦情・相談・意見があれば承ります。

相談窓口…生活相談係 関角・松村

電話番号…(0779)83-1331

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

事業者で解決できない場合は、次の関係機関窓口に出すことができます。

要望・苦情の内容	窓 口	電 話 番 号
福祉サービス全般	福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会窓口	0776-24-2339
介護保険サービス	勝山市介護保険担当課	0779-87-0888
	大野市介護保険担当課	0779-65-7333
	福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	0776-57-1614

6. 第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施年月日	
○		実施評価機関	
		評価結果の開示状況	

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者（代理人）に対して、本書面及びさくら荘短期入所生活介護事業料金表に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホームさくら荘短期入所生活介護事業所

説明者 職名：生活相談員 氏名 印

私は、本書面及びさくら荘短期入所生活介護事業料金表に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名： 印

代理人氏名： 印